

## 信州大学オープンアクセス方針に関する解説・補足

2021年6月23日 学術情報・図書館委員会

### 1. 方針の趣旨・目的

- (1) 信州大学オープンアクセス方針（以下「方針」という）は、誰もが無料でアクセスできるように研究成果を公開することで、本学の研究上の目標である、「地域と世界への発信」を達成するために制定されました。
- (2) 方針は、本学研究者による自発的な研究成果発信を促すとともに、オープンサイエンスの国際的潮流に大学として参画していくことについての、大学組織全体による意思表示です。研究者の意思に反した研究成果の公開を強制するものではありません。

### 2. 対象となる研究者の範囲

方針における「研究者」の範囲は、本学に雇用されている者及び雇用されているとみなされる者並びに本学の施設・設備を利用する者で研究に携わる者です。具体的には、次のような方が含まれます。

- (a) 教職員（常勤、非常勤を問わない）
- (b) 大学院生、学部生、研究生
- (c) 共同研究機関の研究者で、本学の施設・設備を利用して研究を行う者
- (d) その他、本学において研究に従事していると認められる者

### 3. 公開する研究成果の範囲

- (1) 方針第2項における「研究成果」に、次のものは該当しません。
  - (a) 修士論文及び卒業論文
  - (b) 論文、総説、予稿等（以下「論文等」という）に直接関係のない研究データ
  - (c) 論文等に関係する研究データのうち、本学の研究者以外が作成・収集したもの
- (2) 方針第2項の「研究成果」に該当しないものについては、著者が希望し、かつ公開に適さない事情(5(1)に例示しています)がなければ、公開することが可能です。ただし、信州大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という）での公開については、信州大学機関リポジトリ運営要項に、それ以外の場所での公開については、それぞれの利用規約等に従う必要があります。また、前項(a)については、指導教員及び提出先部局から公開の了解を得る必要があります。

### 4. 公開の定義と方法

- (1) 方針における「公開」とは、利用者を限定せず、研究成果へのアクセスを可能とすることを指します。次のようなものが該当します。

- (a) リポジトリへの登録
  - (b) 購読式の電子ジャーナルにおける、オープンアクセスオプションの利用
  - (c) オープンアクセスのジャーナル・学会誌への投稿
  - (d) [研究データの場合] 学外のデータリポジトリへの登録
- (2) 次のようなものは、それだけでは公開には該当しません。しかし、(1)の(a)や(b)の方法と組み合わせることで、公開とすることができます。
- (a) 購読式の雑誌・電子ジャーナルへの投稿
  - (b) 学会員にアクセスを限定した学会誌への投稿
- (3) (1)の(a)を選択する場合、方針第 6 項に従って、附属図書館の担当まで研究成果を提供してください。研究データを公開する場合は、公開に適さない内容を含まないかどうか、事前に確認を行ってください。
- (1)の(b)から(d)までを選択する場合、研究者自身の責任において実施してください。
- (4) 教員が研究成果を公開したら、研究者総覧 (SOAR-RD) や researchmap に業績として登録した上で、公開した研究成果へリンクを張ると、効果的な発信が可能です。(1)の(a)の方法で公開した場合、SOAR-RD への登録まで、附属図書館の担当で行います。

## 5. 公開しない場合

- (1) 方針第 4 項において、公開が不適切と判断できる理由としては、次のような例が考えられます。判断は、著者である研究者に委ねられます。
- (a) 論文等の著作権を持つ出版社や学協会が公開を許諾していない場合  
(ただし、7(1)に示すとおり、版によっては公開できる場合があります)
  - (b) 共同研究等の契約において公開が認められていない場合
  - (c) 安全保障上の輸出規制対象に該当する場合
  - (d) 個人情報やセンシティブ情報を含む場合
  - (e) 共著者の同意を得るのが困難な場合
  - (f) その他、公開することにより、教育研究上の不利益や支障が生じる場合
- (2) 公開しないことにもなう罰則等はありません。
- (3) 教員は、研究成果を公開しない場合でも、論文等の書誌事項だけは、SOAR-RD や researchmap において、業績として登録してください。

## 6. 公開の取り下げ

公開した研究成果の公開を取り下げる場合、次のとおりの対応となります。

- (a) リポジトリで公開している場合は、信州大学機関リポジトリ運営要項第 11 項に従って処理する。
- (b) リポジトリ以外で公開している場合は、公開している場所の利用規約等に従い、著者等が手続きを行う。

## 7. 公開可能な版

(1) 方針第6項の「リポジトリで公開可能な版」については、出版社の許諾条項により、主に次のケースがあります。どちらに該当するかは、附属図書館にて調査や情報提供を行いますので、ご相談ください。

(a) ジャーナル上で公開されているものと同一の版

(b) 採択決定時点での最終原稿

※多くの海外商業出版社は(b)のみ許諾しています

(2) 出版社の許諾条項により、掲載後一定期間は公開できない場合がありますので、附属図書館にご確認ください。

## 8. 公開時のライセンス

機関リポジトリでの公開にあたって、利用条件（改変や商用利用等の可否）に関するライセンス表示について特に要望がある場合は、ファイル提供時にお知らせください。ただし、著作権者が学外の場合、ご要望に添えないことがあります。

## 9. 研究データの公開と保存の関係

研究者は、研究データを公開する・しないにかかわらず、「信州大学における研究データの保存等に関するガイドライン」（平成30年3月20日研究担当理事裁定）に従って、研究データを適切に管理・保存し、必要に応じて開示しなければなりません。

以上